

国立国会図書館総合目録ネットワーク新規参加館 募集要領

「国立国会図書館総合目録ネットワーク参加規定（令和4年5月24日改正。以下、「参加規定」という。）」に基づく、国立国会図書館総合目録ネットワーク新規参加館の募集は、以下のとおり行う。

1 参加対象となる図書館の範囲

「参加規定」第1項に定める参加資格を有する図書館とする。

2 参加要件

参加対象となる図書館が、国立国会図書館総合目録ネットワーク（以下、「総合目録ネットワーク」という。）への参加を希望する場合は、以下の要件を満たさなければならない。

（1）連絡担当者の設置

図書館専任・専従の職員を連絡担当者として置くこと。なお、正規職員であることが望ましい。

（2）インターネット利用環境の整備

図書館内で、業務用としてインターネットを利用できる環境にあること。

（3）電子メール利用環境の整備

日常的に電子メールによる連絡が可能であること。なお、電子メールアドレスは、組織として取得しているものが望ましい。ただし、無料で発行されるフリーメールアドレスは不可とする。

（4）PDF ファイル利用環境の整備

図書館内でPDF形式のファイルを閲覧できる環境にあること。

（5）作業及び経費

上記（1）～（4）のために必要な作業、環境の整備及びこれに係る経費等は、当該図書館で負担すること。

（6）登録利用者制度への加入

国立国会図書館資料利用規則（平成16年国立国会図書館規則第5号）第4条に規定する登録図書館として識別番号及び暗証番号の交付を受けていること。

3 募集に係る広報

募集にあたっては、国立国会図書館（以下、「当館」という。）ホームページ等で広報する。また、既参加館のうち、都道府県立図書館に対しては、各都道府県域内の図書館へ、政令指定都市立図書館の中央館に対しては、地域内の図書館への周知・広報の協力を依頼するものとする。

4 参加の手続き

参加を希望する図書館（以下、「参加希望館」という。）が「参加規定」第2項及び第3項に定める手続きにより総合目録ネットワークへ参加する場合の手順は、以下によるものとする。

なお、手続きに係る連絡調整等は、参加希望館と当館との間で、直接行うものとする。

(1) 参加申請資料の配布

当館は、参加希望館に対し、「国立国会図書館総合目録ネットワーク参加申請書」（「参加規定」別紙様式第1。以下、「参加申請書」という。）等、参加申請に必要な資料を配布する。資料は、国立国会図書館ホームページに掲載し、参加希望館がダウンロードする形式とする。

(2) 「参加申請書」による申請及び審査用資料の提出

参加希望館は、「参加申請書」により申請するものとする。また、申請にあたっては、審査用の資料として、次の2点を添付するものとする。

- a 設置主体たる地方公共団体が定めた図書館設置条例の写し1通
- b 本要領第2項に定める参加要件に合致しているかどうかを確認するための調査票 1通

(3) 審査

当館は、参加希望館からの「参加申請書」による申請及び審査用資料の提出を受け、参加希望館が「参加規定」第1項に定める参加資格及び本要領第2項に定める参加要件に合致しているかどうかを確認のうえ審査する。不明点等は、別途、電子メール等によって照会する。

参加希望館が参加資格及び参加要件に合致することを確認した場合は、「参加申請書」を受理し、その旨を通知するものとする。合致しない場合は、参加は認められない旨を通知するものとする。

(4) 参加承認

当館は、「参加申請書」を受理した参加希望館に対し、「国立国会図書館総合目録ネットワーク参加承認書」（「参加規定」別紙様式第2。以下、「参加承認書」という。）をもって、参加を承認する。

以降、参加を承認した参加希望館は、当該年度の新規参加館として取り扱うものとする。

(5) 「参加承認書」の交付

当館は、新規参加館に対し、承認後速やかに「参加承認書」を交付する。

5 参加希望館の手続き状況の通知

当館は、参加希望館の手続き状況等について、都道府県立図書館及び政令指定都市立図書館の中央館に対し、適宜通知する。